

駐車監視員資格者講習および認定審査の開催について

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習日程

ア 講習

1日目 令和6年1月23日(火)

2日目 令和6年1月24日(水)

(両日とも午前9時00分から午後5時45分まで)

イ 修了考査

令和6年1月31日(水)午前9時から午前10時まで

(合格発表 同日午前11時30分から)

(2) 講習場所

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

(3) 受講定員

10人

(4) 受講の申込み

ア 受付期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月12日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。)

午前8時30分から午後4時30分まで

※ 受講申込人員が受講定員(10名)に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 受付場所

(ア) 滋賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

※ 警察収入証紙の販売はしていません。

(イ) 滋賀県内の各警察署交通課

(大津警察署および草津警察署にあっては交通第二課)

ウ 提出書類

(ア) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(イ) 写真 2枚

(申請前6か月以内に撮影した無帽(申込者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

エ 受講料

20,000円(講習テキスト代含む)

受講の申込みをするときに、受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙(滋賀県内の各警察署交通(第一)課の証紙販売窓口で取扱い。)により納入して下さい。

なお、納入した受講料は、受講申込み受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しません。

(5) 講習受講票の交付

後日、郵送により交付します。

(6) 受講当日の携行品

ア 受講票

イ 筆記用具

ウ 写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

※ 講習時にテキスト(駐車監視員資格者必携)を配付します。



2 駐車監視員資格者認定審査

(1) 実施期日

令和6年1月31日(水)午前9時から午前10時まで
(合格発表 同日午前11時30分から)

(2) 実施場所

滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部 1階聴聞室

(3) 審査の方法

審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行います。

(4) 審査を受ける資格

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
- ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(5) 認定の申請

ア 受付期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月12日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。)
午前8時30分から午後4時30分まで

イ 受付場所

- (ア) 滋賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
※ 警察収入証紙の販売はしていません
- (イ) 滋賀県内各警察署交通課
(大津警察署および草津警察署にあつては交通第二課)

ウ 提出書類

- (ア) 駐車監視員資格者認定申請書
- (イ) (4)に該当する者であることを証する書面
- (ウ) 写真 2枚

(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(6) 手数料

4,500円

認定の申請をするときに、手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙(滋賀県内の各警察署交通(第一)課の証紙販売窓口で取扱い。)により納入して下さい。

なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しません。

(7) 認定考査受検票の交付

後日、郵送により交付します。

(8) 審査当日の携行品

- ア 認定考査受検票
- イ 筆記用具
- ウ 写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)



3 考査結果の開示

駐車監視員資格者講習修了考査および駐車監視員資格者認定審査の考査結果については、考査の受検者本人が、次により、口頭による開示請求を行うことができます。（電話による請求は受け付けません。）

(1) 開示内容

考査または審査の得点

(2) 開示請求の方法

口頭による開示請求は、受検者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、下記開示請求の受付期間中の日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、開示場所において行うことができます。

(3) 開示請求の受付期間

合格発表の日から1か月間

(4) 開示場所

滋賀県警察本部交通部交通指導課

4 注意事項

- (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできません。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできません。

5 問い合わせ先および受講申込書等の請求先

(1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課

〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号
電話 077-522-1231（内線 5132・5135）

(2) 滋賀県内の各警察署交通課

（大津警察署および草津警察署にあつては、交通第二課）

